

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成25年5月8日(水)

開会 9時30分

閉会 11時25分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、班長 松下功一

教職員課 課長 梅村和弘、班長 眞崎俊明、班長 小宮敬徳、班長 吉田淳

主幹 早川巖、主幹 加藤真也、主幹 奥出博之

高校教育課 課長 倉田裕司、課長補佐兼班長 長谷川敦子

5 議案の件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第6号 平成25年版成果レポート(案)について	原案可決
議案第7号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験について
報告2 体罰に係る実態調査の第2次調査について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成25年4月17日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第6号は政策形成段階のため、議案第7号は人事案件のため、報告1は採用選考試験要項の公表前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告2の報告を受けたあと、非公開の議案第6号及び第7号を審議し、最後に報告1の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

報告2 体罰に係る実態調査の第2次報告について（公開）

（梅村教職員課長説明）

報告2 体罰に係る実態調査の第2次報告について

体罰に係る実態調査の第2次報告について、別紙のとおり報告する。平成25年5月8日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページの資料をご覧ください。体罰に係る実態調査の第2次報告でございます。

先般、4月25日、調査結果について文部科学省に報告をさせていただきました、26日に公表をさせていただいています。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。まず、体罰に係る実態調査の実施でございますが、平成25年1月に文部科学省から全国に実態把握の調査についての通知がございました。三重県でもこれまで体罰の禁止につきましては、周知をしてきたところでございますが、文部科学省の通知を踏まえて、すべての学校を対象に体罰に係る実態調査を行っております。

文部科学省への報告ですが、第1次報告と第2次報告の2段階となっております、まず第1次報告が平成24年4月から平成25年1月までに発生した事案で、調査時点で県教育委員会、市町等教育委員会が既に体罰として把握している状況ということで、平成25年2月に文部科学省へ報告をさせていただきました。

第2次報告につきましては、改めて実態調査を行った結果、新たに体罰として把握した事案も加えて、平成24年度一年間の状況として平成25年4月に文部科学省へ報告をしております。

実態調査の概要ですが、平成24年度に発生した体罰事案を対象にしておりまして、体罰の考え方は文部科学省の通知に基づいております。具体的には「② 体罰の考え方」の上から2つ目ですが、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）が対象となっております。

実態把握の対象範囲ですが、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒ということで、全員を対象にしております。

調査対象職員につきましても、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員で、常勤だけでなく非常勤も対象としました。

実態把握の方法ですが、教員と児童生徒に調査用紙を配付し調査を行っております。児童生徒につきましては、保護者と相談して回答することも可能としました。また、調査用紙ですが、事実確認を的確に行う必要性から、記名により実施しましたが、配付した翌日以降に回収を行う等、児童生徒が周囲の児童生徒から特定されないよう、また提出しやすいように工夫を要請しております。

2が、第1次報告と第2次報告の内容でございます。2月に報告した第1次報告は、ここにご覧のように発生学校数30校、対象教員数35人、被害児童生徒数55人となっております。第2次報告は平成24年度に発生した事案について改めて全校を対象に実態調査を行った結果ということで、平成24年度一年間の状況でございます。(2)のとおり4月25日に文部科学省へ報告をしております。

(2)を見ていただきますと、発生学校数が小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を含めまして133校、対象教員数が207人、被害児童生徒数が393人という調査結果になっております。

3ページに調査結果の場面、場所等について記載をしていますが、体罰が行われた場面については、授業中と部活動というのが多くなっております。それに伴い体罰が行われた場所につきましては、教室と運動場、体育館が大部分を占めております。

体罰の態様ですが、素手で殴るとというのが大部分を占めておりまして、頬を平手でたたかとかそういう事例が数多く見られます。

被害の状況ですが、記載させていただきまして、15名の方が傷害ありという形になっております。傷害なしが192人ということで、残り15人に何らかの傷害があったということでございます。

把握のきっかけ、これは児童生徒の訴えと教員の申告が大部分となっております。把握の手法については、記載のとおりそれぞれ事情の聴き取り等をさせていただいております。

処分の状況については、現在、このような状態になっておりまして、31件については、現在、詳細の確認を行うなど検討中でございます。

(3)が「体罰の具体例」でございます。第2次報告で新たに体罰として把握したもののなかから何件か例として挙げさせていただいております。それぞれ見ていただくと、先ほども申し上げましたが、頬を平手で叩くとか頭を手で叩くというのがかなり多くなっております。そのうち傷害があったものについては、鼻血が出たというのが若干ありまして、4ページの③の運動場・体育館での事例を見ていただきますと、上から2つ目が顔面を平手で叩いたことによりまして出血があった事例でございます。④の生徒指導室での事例というところの一番下ですが、こちらについても生徒の生活態度を指導した際、頬を平手で叩いて鼻から出血があったという事例でございます。あと、いくつかこのように事例を示させていただいております。

5ページの今後の対応でございます。何点が記載してございますが、今回の調査で体

罰として把握した事案につきましては、十分聴き取り等の確認作業を進めて精査したうえで、必要な処分については適正に対応をしていきたいと考えております。また、今後も教員への定期面談、児童生徒へのアンケート等で体罰の状況を確認し、実態を的確に把握していきたいと考えております。

以下、3点が研修等の取組でございますが、映像教材を活用した校内研修、運動部活動指導者研修会、生徒指導担当者を対象とした研修会、市町等教育長会議や県立学校長会議での周知徹底、このようなことに取り組んでいきたいと考えております。

また、今後、市町等教育委員会において体罰と判断した事案について、県教委へ報告をいただくこととし、具体的な方法等については、今後調整をしていきたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告2についてはいかがでしょうか。世間で非常に関心の高い、今回の報告でありました。

柏木委員

武道必修化ということで、中学校において地域の武道指導者を派遣していると思いますが、そういう人たちや中学校のクラブ活動の外部指導者はこの中に含まれているのかいないのか、今後、それを含めて考えていくのかいかないのかという点についてお聞きします。

委員長

いかがでしょうか。

教職員課長

今回の調査は文部科学省の調査ということで教員だけですので、今おっしゃっていただいた外部の方は調査の対象にはなっておりません。今後につきましては、どういう実態があるのか把握をしないといけないかと思いますが、現在、実施については未定でございます。

育成支援・社会教育担当次長

今回とは直接関係ないですが、先ほどのお話で武道が去年から必修になりましたので、55名の外部指導者を要請のある学校に派遣しています。

それから、中学校の部活において外部指導者96人ですね、これは文科省の委託事業ですが、これも派遣をしています。

委員長

そういう方々がこの体罰の調査の対象になるのかならないのか、というよりも今後、体罰を防止するという意味で、研修の対象にはなるのでしょうか。

育成支援・社会教育担当次長

この1月29日も日本福祉大学の坂田先生の研修をさせてもらったのですが、160人の出席がありました。その中には体育の教師はもちろんのこと、そういった外部指導者にもたくさん来ていただきました。

委員長

そういう機会を提供するということになるんですね。

丹保委員、どうぞ。

丹保委員

体罰か体罰でないかというところの判断ですが、これは例えばこの中に長時間立たせるとありますが、こういうのはどこまで体罰なのかよく分かりにくいのですが、そういう判断は誰がするんですか。されたほうが体罰だと思えば体罰なんですか。分かりにくいところもあるんですが、その辺の判断はどういうふうに考えますか。

教職員課長

文部科学省の示したものによりますと、肉体的苦痛を与えるというような言い方をしておりますので、長時間と確かに書いてございますが、例えば何分ならよくて、何時間ならだめだというのは、正直、文科省の通知にもございません。ただ、時間で限るといっても、児童生徒の状態とか、年齢にもよると思いますし、事情にもよりますので、正直、何時間なら長時間でだめということは線は引きにくいと思います。実際は体罰と思ったということよりは、そういう話がありましたら学校のほうで管理職を含めて聴き取りなり把握をしていただいて、それが本当に児童生徒に肉体的な苦痛を与えるものかどうかという判断になります。そこは申し訳ないですが、どうしても個別の判断になってしましまして、一律に線を引くのは難しいことかと思っております。

丹保委員

立たせることそのものは体罰ではないという判断ですか。

教職員課長

そうです。

丹保委員

もう1つは、体罰であるかどうかを判断するときに、非常に苦痛が大きい場合と、ちょっと触った程度という場合もありますので、私は、数が一人歩きすることを心配しているんです。もちろん相手を傷つけることは絶対だめですけど、何かの拍子で当たったということが体罰だとか、子どもが騒ぎ立てるとか、そういうようなこともしっかりと見ていく必要があると思います。393人のすべてがものすごい体罰だったというのは、実際と違っているんじゃないかという風に。その辺のところはしっかりと把握して欲しいと思いますね。

基本的に昔のやり方と今とは違うことを、特に運動部関係ですね。私も高校とか中学校のときにスポーツをやっていたので、40年以上前の話ですが、あのころは殴られてもそんなに体罰だと騒がなかった時代ですから、その伝統があるところは危ないですね。だから、考え方を変えてもらうためには、特に運動系の人たちに対してはきちっとした研修をやって欲しいと思っています。

育成支援・社会教育担当次長

運動部の関係ですが、この2ページに第1次報告と第2次報告を合わせた対象教員数が207人ですね、例えば中学校106人ですが、運動部の関係の体罰は45人ということで、4割を超えているということです。それから、高校で31人ですが、その内の運動部の関係の体罰が20人ということで6割を超えています。中高の運動部の関係の

体罰が多くなっておりますので、委員がおっしゃられたようにそういった研修を、要するに体罰に及ばないように運動部活動の適切な指導という意味で平成25年度は開催して事前防止に努めたいと考えております。

丹保委員

ぜひ、お願いしたいと思います。

委員長

先ほどの話でいうと、だからこそ外部講師とか部活を指導していただいている外部の方についての研修はすごく重要だということですね。

柏木委員

ここに、「対象教員数」と人数が挙がっていましたが、この人たちはすべて今年行った研修を受けているのか、体罰をしてしまったけれども研修を受けてない先生方もみえるのかということをお聞きしたいのと、こういうことを起こした人たちは、強制的に研修を受けるようなシステムが必要じゃないかと思うので、その2点についてお願いします。

委員長

いかがでしょうか、今後の対策のところですね。

教職員課長

今回の対象教員ですが、先ほど今後の対応のところしていくつか研修のお話もさせていただきましたが、その中で教育活動における体罰の防止という映像教材を活用した研修は、全員に校内研修をしていただくことにしております。この207人の方をということではなくて、全教員に対して改めて研修をするという形で、特に映像教材を取り上げてやらせていただいている全員という意味で一番広い研修です。それ以外に運動部活動指導者研修、生徒指導担当者研修でも、もちろん引き続きやっていますが、全員を対象にしたこの研修に今取り組んでいることになります。

委員長

それは、この207人の方に限らず、全員がその映像を見て体罰はいけないという研修を受けたということでしょうか。

教職員課長

受けるように、ということです。

委員長

受けるようにしているということですね。そうすると、この207人の方に特化した別途研修という話は今の段階ではないということですか。

教職員課長

今の段階ではないです。

柏木委員

でも、何かしていただきたいような気がします。やはり1回でもそういうことを行った方が、次にもう一度カッとなくなって再度体罰に至ることが多いと思うので、特別に研修をしていただくとありがたいと思います。

委員長

他にいかがでしょうか。前田委員、どうぞ。

前田委員

このデータからは読み取れないのかと思いますが、体罰をしない教員は全くしないんじゃないかと思うんですね。体罰をする教員は、例えば別の事案、1人で2人の生徒に体罰をしたとかではなくて、3週間前にも別の生徒に対してこんな事案があった、今週もあったとか、ある教員が複数の事案でやっていて、私、体罰をするしないというのは、その人の精神状態といいますか、気持ちの状態が行動に現れてくるような気がするんです。体罰をする方は、失礼な言い方をすると何回でもしているんじゃないかと思いますが。

委員長

その辺は何か分かるところはあるんですか。

教職員課長

その辺は確かに複数回にわたってという事例も挙がってはきております。それは事実でございます。

前田委員

それはここのデータには出てこないですね。

教職員課長

ここのデータには出てこないんです。ただ、おっしゃったように1人の教員が1回きりではなくて、例えば2回とかそういう形で行われた事例も報告はいただいております。

委員長

先ほど柏木委員がおっしゃったけど、そういう教員は特別に研修をする機会が設けられてもいいんじゃないかということなんですよ。

丹保委員

そういうことをまた検討してもらったらいかがでしょうか。

委員長

そうですね、複数回というか、どうしてもつい手が出てしまう傾向のある先生はいらっしゃるだろうと思うんですね。複数回という場合には、それは特別の研修があってもいいんじゃないかという気はしますね。

では、私のほうから。体罰の具体例がずらっと並んでいますが、これは把握のきっかけで言うと、児童生徒の訴えを書いた部分と、教員がこういうことをやったという部分が混じっているかとは思いますが、これはどっちが多いのかな、教員の自己申告のほうが多いんですか。

教職員課長

件数だけを見ますと、3ページの「把握のきっかけ」のところを見ていただくと、児童生徒の訴えが108、教員の申告は116です。複数回答可ですので、もちろん教員から申告があった場合もちろん児童生徒に確認したり、児童生徒から訴えがあっても、把握は聴き取りの⑥の「把握の手法」を見ていただくと、当事者教員の207人には全員聴き取りをしておりますので、どちらか一方があった場合、学校のほうで聴き取りを行って事実を確認して、確認した事実を事例として挙げているということでございます。

委員長

確認した事実を書いてあるということですね。当然体罰を受けた側と加えた側がいる

わけですから、その両者の関係者について話を聞いて、その概要をまとめたのが具体例の部分という理解でいいわけですね。

他にはいかがでしょう。どうぞ。

教育長

データとは直接関係ないのですが、今後の対応のところでは大事だと思うものは、年齢構成、体罰をした、例えば20代の初任から10年が多いのか、あるいは50代が多いのかといったそのあたり、小中高とありますが、女性の教員は少ないと思いますが、女性がいるのかどうかとか、そのあたりはいかがなものか教えていただければと思います。

教職員課長

年齢構成につきましては、今はデータを集めているところです。そういうお話はありますので、分析をさせていただいて、それに応じて適切な研修も実施すべきかと思っていますので、そこは分析を進めたいと思っています。

委員長

それ、ぜひお願いします。適切なところに研修をするというところでは、年齢層も大きいでしょうし。

前田委員

先ほどの年齢構成に若干関係するのか分かりませんが、極端な言い方をすると、教育の現場で指導方法に対する混乱が起きていませんか、というようなことなんです。

例えば昔というか、何年前の昔なのか分かりませんが、私も子育てをしてきた家庭では、厳しい先生に当たるとうれしい、家庭でしつけられない部分を、先生一つ、悪いことをしたら頭の一つも殴ったって下さいみたいな、そんな時代もあったかと思えます。厳しい先生が、むしろ保護者にとっては熱心であったりとか、ありがたいであったりとか、そんな見方をする保護者もたくさんおられた。

ところが、そこから今は随分見方が変わってきていると思うんですね。だから、ちょっと触れただけでも暴力だというようなことは、昔は私はなかったように思うんですが現場で実際長く指導をやっておられる方は、そのあたりの時代の変化というんでしょうか、そこから来る考え方を変えるというのは、すごく大変ではないのかと思うんです。そのことによって現場で混乱というか、戸惑いというか、そういうのは起きてないのかと思うのですがいかがでしょうか。それは先生の年代にもよるのか、どうやって教育をされてきたのかにもよるかと思うんですが、このデータではそれもちょっと分かりにくいところがあります。

育成支援・社会教育担当次長

またちゃんとした報告の機会があると思いますが。小学校、中学校は年齢で言いますと、40代50代は6割ぐらいです。それが高校になると、30代の教員が6割近くとなっています。小中高という児童生徒の発達段階と教員の年齢が何らかの関係性があると、小中は40代50代が多くて高校は30代が多い。そういう一定の法則はあったんです。女性は207人のうち、大体1割となっています。

委員長

今の年齢層の分析は、今後の研修にはどういうふうに関与されることになりますか。

研修担当次長

体罰とは別にしまして、今後10年の間に半数の教員が入れ替わるということもあって、若手教員の育成に力を入れていかなければならないということで、研修の体系化を図っていくということです。

委員長

その中で教え方というか、教室での児童生徒への対応の仕方だって、全然違うとは言いませんが、かなり変えていくようなことにはなるんでしょうね。

研修担当次長

やはり教育は不易と流行と言われるように、変えなければならない部分と変えてはいけない、大事にしなければいけない部分があると思っています。先ほども前田委員がおっしゃっていただきましたように、実は私も年齢が高く、教員をしてきた者ですが、体罰の禁止は、私が教員になったときから法令で決まっております、そのような指導をしてはだめだということを植え付けられて教員の年数を経てきて今にいたっております。ですから、どうしてもそういう方法でしか指導方法を学んでこなかった教員にとっては、方向転換をしなければなりません、15,000人いる教員のすべてがということでもないので、そこは校内研修を充実させながら、きちっとした指導方法を今後も学校の中で育てていって欲しいという思いは持っています。

教職員課長

先ほどの、現場で混乱が起きていないかというお話ですが、やはり先ほどお話がありました、社会情勢が変わってきて、先生方もそういうことは十分認識はしてみえるので、試行錯誤はあるかも知れませんが、混乱というよりは皆さん、新しい時代の変化に応じて変わってきているというのを実感していただきながら、研修もいろいろ受けていただいて、適切に対応していただいていると聞いております。

委員長

そうなんです、体罰の禁止はまさに不易の部分ですね。

他にはいかがでしょうか。このデータを活用していただいて研修の部分で再発させないということを前提に、いろいろ研修を進めていただくことになるのでしょうか。そういうふうにお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第6号 平成25年版成果レポート(案)について (非公開)

教育総務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第7号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について (非公開)

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。